機能計測室　利用について

2021．5．11

研究支援・産学連携センター　研究基盤管理・機器分析ユニット
機能計測室

１．利用規約

（１）研究支援・産学連携センター　研究基盤管理・機器分析ユニット　機能計測室を利用するには、事前に担当職員から装置の操作方法ならびに安全に関する指導を必ず受けること。

（２）担当職員から装置の利用を許可された利用者は、利用登録申請書を提出し利用者登録を行い、経費支払責任者を明確にすること。登録の有効期限は年度末までとし、年度毎に再登録を行うこと。

（３）利用予約は、HP で行い、原則として一か月先までとし、利用時間に合わせて予約時間を指定すること。予約の取り消しはできるだけ事前に行うこと。

（４）利用時間は原則平日の 8 時 30 分～17 時までとする。時間外に利用する場合、XRD は時間外利用申請書を提出し、その他の装置は担当職員に連絡すること。

（５）装置の操作及び試料作製は、原則として利用者が自ら行うこと。

（６）機器の取扱いが悪い場合や職員の指導に従わない場合、登録を抹消することがある。

（７）発火や爆発の可能性のある物質を測定する際には装置室から離れないこと。

（８）装置利用後は、装置や作業台をきれいに掃除し、持ち込んだ試料や試薬等は必ず持ち帰ること。

（９）装置利用後は、定められたフォーマットの台帳に利用履歴および経費支払い責任者を記入すること。

（１０）利用時間は、装置占有時間とする。但し、XPS もしくは TOF-SIMS で真空引き時間が 2 時間以上要した場合は、真空引き時間は一律 2 時間で集計する。

（１１）利用料金については、利用簿に記入した時間を集計し、4～6 月、7～9 月、10～12 月、1～2 月、3 月の 5 回に分けて経費支払責任者に通知する。その料金は支払い責任者の予算から機能計測室へ振り替えることとする。

（１２）XRD は、アタッチメント類には触れないこととし、アタッチメントの交換は、装置予約時に担当職員に申し出ること。

以上